

鳥取県告示第 476 号

景観法（平成16年法律第110号）第92条第1項の規定に基づき、景観整備機構の指定をしたので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	事務所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人 NPO市民文化財ネ ットワーク鳥取	鳥取市西町一丁目 106	鳥取市西町一丁目 106	平成 19 年 5 月 22 日